
【特集】生活困窮者支援と生活保護の見直し

特集にあたって

布川 日佐史

本特集は、大原社会問題研究所共同研究プロジェクト「生活困窮者自立支援事業と生活保護制度の見直し論議の検証」（2022・2023年度）の研究成果にもとづいている。生活保護ではなく、生活保護の手前で、相談援助によって生活困窮者を支援するとしたのが、2015年に施行された生活困窮者自立支援法であった。経済給付が不十分な生活困窮者自立支援事業の限界はコロナ禍で明らかになった。経済給付の代わりに380万件に及ぶ社会福祉協議会による生活福祉資金特例貸付が行われたのであった。生活に困窮した人に対し、経済給付を行うこと、生活保護を適用することを改めて論じ直さなければならない。

本特集は、執筆者がそれぞれの視点から、厚生労働省が進めてきた生活困窮者自立支援事業と生活保護の見直し議論から抜け落ちている課題と改善の方向性を論じる。

ポイントは、生活保護の利用をどう促進するかである。

布川論文は、生活扶助基準額改定が物価上昇に対応していないことを批判的に論じたあとに、生活保護申請を躊躇させる要因としてこれまで繰り返し論じられてきた扶養調査の問題に対して、利用者サイドからの扶養請求権の保障という課題と、福祉事務所による費用徴収という課題とに分けて整理することで、扶養調査を解体することを提起している。

仲野論文は、生活困窮者自立支援事業には、委託形態であっても、生活保護についての教示義務があるとの見地から、自立相談支援機関の支援員は、要保護状態の相談者を適切に生活保護につなぐ「申請支援機能」を果たすべきこと、その際、支援員による「事前調整」が重要であることを指摘している。行政に対して非対称な関係性にある支援員だが、それゆえ、ソーシャルアクションの射程を生活保護を使いやすく改善することに広げるべきとしている。

渡辺論文は、若者が生の可能性を開いていくために、家族からの脱却を決断し、生活保護利用を選択し、生活保護受給までのプロセスにおける様々なハードルを乗り越える「闘争」をしている主体的な姿を明らかにしている。主体性に着目し、生活保護を利用する「闘争」を支援し、生存を保障していかなければ、「支援」が支配・管理へと転化してしまうことになる。

生活に困窮した人への生活保障はその国籍国が行うという「本国主義」をもとに、外国人には生活保護法を適用せず、通知にもとづき、一部の外国人にのみ生活保護を準用するという変則的な対応が70年間続いてきた。大澤論文は、「仮放免者」の困窮をあきらかにしたうえで、厚生省がとってきた「本国主義」に立脚しても、本国によって生存権が保障されないなら、日本に生活基盤がある人については居住国である日本国政府が保障するという判断軸で議論を展開すべきことを提起し

ている。なお、本国主義には貧困の構造的要因を覆い隠してしまう側面があるので、絶えず本国主義を相対化しながら、外国籍者の生存権を保障するための議論と実践を試みていくべきとしている。

仲野、渡辺、大澤の各論文は各自の現場での実践と独自の調査をもとに、これまでとは違う切り口からの問題提起を模索したものである。

ご意見、ご批判をいただければ幸いです。

(ふかわ・ひさし 法政大学現代福祉学部教授)